明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(ロ)　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(ハ)　いかなる方法をもってするかを問わず、受託した業務を一括して他人に委託しない者であること。

ロ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

(1)　委託する一般廃棄物の数量

(2)　収集又は運搬する一般廃棄物の数量

(3)　一般廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

(4)　その他必要な事項

ハ　国との間の委託契約に、イの規定により国の書面による承諾を受けた者がイ(3)の基準に適合しなくなったとき及び当該一般廃棄物収集等一次受託者がイの承諾を受けずに受託した業務を委託したときは、国において当該委託した業務を解除することができる旨の条項を定めること。

ニ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬に関する運行計画（次号において「一般廃棄物収集等運行計画」という。）を作成すること。

ホ　中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握すること。

三　一般廃棄物収集等一次受託者が国から受託した業務に係る委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、次のいずれにも該当するもの（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。ロにおいて「一般廃棄物収集等受託者」という。）

イ　前号イ(3)に適合すること。

ロ　国と一般廃棄物収集等一次受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該一般廃棄物収集等受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

ハ　委託契約を書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項を定め、かつ、必要な書面を添付すること。

(1)　委託又は受託する一般廃棄物の数量

(2)　収集又は運搬する一般廃棄物の数量

(3)　一般廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

(4)　その他必要な事項

ニ　一般廃棄物収集等運行計画に基づき、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を行うこと。

ホ　一般廃棄物収集等一次受託者が中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車の位置情報を常時把握することができるよう、これに必要な設備を有する車両を用いて、当該一般廃棄物の収集又は運搬を実施すること。

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第四条　法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、規則第九条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとな

二　国から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、次のいずれにも該当する者（中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託して行う場合に限る。）

イ　当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

ロ　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

ニ　国と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されていること。

（新規）

（産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第四条　法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、当分の間、規則第九条各号に掲げる者のほか、中間貯蔵を行うために必要な施設において保管されることとな